

## 新発田市教育委員会平成30年11月定例会 会議録

### ○ 議事日程

平成30年11月6日（火曜日） 午前9時30分 開 会  
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会及び10月臨時会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議事

議第1号 平成30年度新発田市一般会計12月補正予算について

議第2号 新発田市教育委員会における新発田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則制定について

議第3号 専決処分の承認について（新発田市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規程の制定について）

議第4号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱について

日程第5 その他

### ○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○ 出席者

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

### ○ 説明のため出席した者

教育次長 佐 藤 弘 子

教育総務課長 山 口 誠

教育総務課参事（学校統合担当）

橋 本 隆 志

学校教育課長 萩 野 喜 弘

学校教育課教育センター長

小坂井 博

文化行政課長 平 山 真

中央図書館長 平 田 和 彦

歴史図書館長 大 森 雅 夫

中央公民館長 米 山 淳

青少年健全育成センター所長

井 越 信 行

○ 書 記

教育総務課長補佐

佐久間 与 一

○ 資料確認

○関川教育長職務代理者

それでは、ただ今から教育委員会平成30年11月定例会を開会します。

はじめに、日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。笠原委員を指名いたします。

○関川教育長職務代理者

日程第2 前回定例会及び10月臨時会会議録の承認についてお諮りいたします。

すでに送付してあります会議録について、ご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

挙手全員でありますので、前回定例会及び10月臨時会会議録は承認されました。

○関川教育長職務代理者

日程第3 教育長職務報告を行います。職務報告については、すでに送付してありま

す「教育長職務報告（平成30年9月28日～平成30年10月17日分）前山田教育長分」及び「教育長職務報告（平成30年10月18日～平成30年10月28日分）」関川教育長職務代理者分」のとおり報告いたします。

○関川教育長職務代理者

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

ないようですので、教育長職務報告については、報告のとおりよろしく申し上げます。

○関川教育長職務代理者

日程第4 議事に入ります。

議第1号 平成30年度新発田市一般会計12月補正予算について、審議します。

○関川教育長職務代理者

佐藤教育次長から説明をお願いします。

○佐藤教育次長

改めましておはようございます。

それでは議案の2ページをお願いいたします。

12月補正についてご説明申し上げます。

このたびは歳入はございません。歳出からご説明いたします。

歳出につきましては、4課からのものがございます。まず最初に、上から3つ目までが教育総務課の時間外勤務手当でございます。最上段は50万円の補正をお願いしたいというものでございます。教育総務課には学事係と食育・給食係がございますが、この2係の分についてでございます。東小学校の開校に係る業務、また、先般開校記念式典がございましたが、当該式典の準備等で、当初予定していたよりもかなり時間外勤務が多くなってしまったこと、また今後、第3子の給食支援ということで事務的に初めての作業となり時間を要することから、その分を含めて補正をさせていただきたいというものでございます。

二つ目でございますが10万円の補正をさせていただきたいというものでございまして、教育総務課にはもう一つ学校施設係がありますが、今年度は台風による災害対応、また、大阪北部地震によりブロック塀が倒れたということで、本市におけるブロック塀の調査をさせていただきました。またエアコンの導入につきまして、調査、工事費の積算等に想定以上の時間外勤務を費やしたということで、不足分を補正させていただきたいというものであります。

三つ目は学校管理費ということで、11万1千円でございますが、中学校の用務手の時間外勤務手当に不足が生じたというものでございます。校舎が老朽化しているということもございまして、補修業務が日常業務では追いつかず時間外勤務になってしまったことから補正をお願いしたいというものでございます。

4つ目でございますが、教育総務課で、「豊浦中学校区統合小学校整備事業」といたしまして、986万3千円を補正させていただきたいというものでございます。この統合小学校は中浦小学校の校舎ということですのですでにご説明させていただいておりますが、

増築工事に係る地質調査、敷地現地測量、用地測量の委託料ということで補正をお願いしたいというものでございます。

その下の2つが学校教育課の補正でございます。上段が「中学校教科書及び指導書、副読本購入事業」で164万7千円の補正をお願いしたいというものでありますが、平成31年度から中学校におきましては、道徳が教科化になることに伴いまして、教員用の教科書などを購入するものでございます。特別支援学級を含めまして106学級分の図書等を購入したいというものでございます。

その下の学校教育課の運営費で92万7千円ということでございますが、説明欄記載のとおりでございまして、職員が療養休暇を取得したことに伴いその代替ということで臨時職員を4月から9月まで雇用したことに係る賃金でございます。

その下は中央公民館の補正でございます。「紫雲寺地区公民館分館維持管理事業」では、107万3千円の補正をお願いしたいというものでございまして、紫雲寺地区公民館の職員の療養休暇に伴い、10月から3月までの期間の臨時職員の雇用に係る賃金を補正したいというものでございます。

最下段になりますが、青少年健全育成センターでございます。こちらも時間外勤務手当の補正をお願いしたいということでございまして、25万円でございます。こちらにつきましても、年度初めに想定をしておりませんでした、会計検査が入りまして、その準備に時間外勤務が発生し、補正をお願いしたいというものでございます。

歳出につきましても以上でございます。

続きまして債務負担行為でございます。教育総務課の方で、こちら「豊浦中学校区統合小学校整備事業」に係るもので、期間が平成31年度、限度額が1955万9千円ということでございます。中浦小学校の校舎増築工事に係る実施設計の委託料ということで、平成33年4月開校に間に合わせるために、今年度中に着手をしたいということで、債務負担行為をとらせていただきたいと思いますというものでございます。

今回の補正につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

ご質問、ご意見がないようですので、議第1号 平成30年度新発田市一般会計12月補正予算については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」という声)

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第1号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第2号 新発田市教育委員会における新発田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則制定について、審議します。

○関川教育長職務代理者

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

議第2号「新発田市教育委員会における新発田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」の制定についてであります。

資料は議案の3～6ページ、議案に係る資料は1～19ページでございます。議案に係る資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

これまで、公共施設等の使用に係る申請等については原則書面で行うものとし、インターネット等の情報通信の技術を利用する「施設予約システム」による申請を行うことができるようにするには、その旨を当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則において規定する必要がありましたが、施設の規則ごとに、「施設予約システム」に関する規定を盛り込むことが煩雑であることから、市の各施設の規則で規定しなくても「施設予約システム」による申請ができるようにする条例が、先の市議会9月定例会で成立し、また併せて、市長部局の施設につきましては、その条例施行規則も公布されたところでございます。

これら条例及び規則の公布を受け、教育委員会の施設におきましても同様の取扱いが行えるよう規則を定めるものであります。

なお、現在「施設予約システム」による申請について規定している教育委員会規則は、議案に係る資料の1ページの「2制定内容」の下段に記載されている4つであります。これらについては、今回定める規則の附則において改正することといたします。

議案に係る資料の2ページから11ページまでは、市で定めた条例及び規則であり、12ページから19ページまでは、附則により改正される教育委員会規則の新旧対照表であります。

説明は以上でございます。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

いわば実質的に、利用しやすいように配慮、心がけをするんだよという内容でございます。難しい文言が並びましたけれども、その意は汲んでいただけるものと思っておりますがいかがでしょうか。

○関川教育長職務代理者

ご質問、ご意見がないようですので、議第2号 新発田市教育委員会における新発田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理人

異議なしと認め、議第2号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理人

次に、議第3号 専決処分の承認について（新発田市教育委員会教育長職務代理人に係る職務の委任等に関する規程の制定について）、審議します。

○関川教育長職務代理人

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

それでは、議第3号 専決処分の承認について（新発田市教育委員会教育長職務代理人に係る職務の委任等に関する規程の制定について）御説明申し上げます。

資料は、議案の7、8ページ、議案に係る資料につきましては追加分の1ページになりますが、説明につきましては、議案に係る資料の1ページをもってご説明させていただきます。

まず、はじめに、本件につきましては、本来であれば、教育委員会の会議における議決を経て制定すべき案件であります。急を要する案件であったことから、教育委員会規則に基づき、教育長職務代理人において、10月19日付で専決処分させていただいたものでありまして、このたび、その承認をいただきたいというものであります。現在、後任の教育長が就任するまでの間につきましては、法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項）の規定に基づき、あらかじめ指名されております関川教育長職務代理人が教育長の職務を行うこととしております。ただし、常勤の教育長の職務を非常勤の教育委員が担うことから、職務代理人が行う職務のうち、具体的な事務執行等、職務代理人が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を、職務代理人から教育委員会事務局職員に委任することができることとなっておりますことから、このたび、教育長職務代理人に係る職務の委任等について規定したいというものでございます。

資料の2の制定内容でございますが、「法律の規定に基づき教育長職務代理人が行う職務については、新発田市教育委員会の会議その他新発田市教育委員会の議事の運営に関する事務を除き、同法第25条第4項の規定により新発田市教育委員会事務局の教育次長に委任し、又は臨時に代理させることができる。」と規定させていただきました。教育次長とした理由でございますが、教育次長は、「教育長を補佐し、教育委員会事務局を統括する」立場であることから、教育長職務代理人の職務が委任され、または臨時代理する立場として適任であると考えたものでございます。

また、委任等ができる職務の範囲については、教育委員会の権限に属する事務である教育委員会の会議その他の議事の運営に関する事務を除き、委任等ができるものとさせていただきます。

なお、「教育次長に事故があるとき、又は教育次長が欠けたときは、その事務を所管する課長等に委任し、又は臨時に代理させることができる。」といたしました。

3の実施期日につきましては、前教育長の退任日が10月17日付であったため、本来であれば、空白期間が生じないよう、10月18日とすべきところでありましたが、市の法務担当との調整に少し時間を要したことから、10月19日付とさせていただきます。

たものであります。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

お聞きのとおりであります。万端やむを得ず、このことをきちんとしておかなければならないということです。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

ご質問、ご意見がないようですので、議第3号 専決処分の承認について（新発田市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規程の制定について）は、承認することとしてよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第3号について、承認することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第4号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱について、審議します。

○関川教育長職務代理者

萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

議案の9、10ページ、議案に係る資料の追加の方の2ページをご覧ください。

今回の重大事案に関しての答申が出た段階で、委員の中で、2名の方が辞任をしたいという申し出がありました。弁護士の近藤正道さんと藤間啓子さん、元新発田市社会福祉協議会事務局長でございましたが、から辞表が提出されましたので、その代わりとして、中川雅博弁護士さん。今回の件に関して、追加で弁護士会から推薦をいただいた先生であります。それから藤間さんの代わりに、新発田市社会福祉協議会の新しい事務局長である寺野さんから快諾をいただきましたので、承認をいただきたく、よろしくお願いいたします。なお、任期につきましては答申が出た10月5日の翌日の10月6日から前任者の任期である平成32年3月31日までということをお願いしたいと思えます。以上です。

○関川教育長職務代理者

お聞きのとおりであります。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○桑原委員

役職で入っている方で、今度新しく入る寺野さんの任期は問題はないですか。弁護士さんの方は前任者の残任期間ということですが。

○萩野学校教育課長

寺野さんの事務局長としての任期がどうなのかわかりませんが、在任の期間は寺野さんをお願いする形になると思います。

○桑原委員

寺野さんについても、まずは前任者の残任期間を果たしていただくということですか。

○萩野学校教育課長

はい。

○桑原委員

わかりました。

議案に係る資料（追加）2ページの記載について、「なお、」以下の部分がお一人の方のことしか書かれていなかったの、確認のためお聞きしました。

○関川教育長職務代理者

近藤正道氏の後任については、中川氏がやると書かれているのに、藤間さんの後任についての記載がありません。

○萩野学校教育課長

そのとおりです。申し訳ありませんでした。

○関川教育長職務代理者

他に、ご質問、ご意見がないようですので、議第4号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第4号について、承認することに決しました。

○関川教育長職務代理者

続きまして、日程第5 その他に入ります。事務局から何かありますか。

（「なし」）

○関川教育長職務代理者

そのほか報告はありますか。

○関川教育長職務代理者

なければ、委員の皆様から何かその他でございいますか。



○関川教育長職務代理人

ないようですので、教育委員会・今後の日程について、山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

今後の日程につきましてご説明させていただきます。

その他資料の1ページ目をご覧くださいと思います。

今回、新たに3件を記載させていただいております。11月26日の総合教育会議、1月7日の新発田市新春を祝う会、そして、2月5日の定例教育委員会でございます。他は記載のとおりでございます。

ご予定のほどよろしくお申し上げます。

以上でございます。

○関川教育長職務代理人

お聞きのとおりであります。

○関川教育長職務代理人

ほかに連絡事項等をお持ちの方はございますか。

○関川教育長職務代理人

ないようですので、以上で、教育委員会平成30年11月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前9時52分 閉会

平成30年 月 日

新発田市教育委員会教育長職務代理人

委員